

貴社の**研究開発計画**について、**経済産業大臣**から本法律による認定を受けませんか！**サポートセンター**がお手伝いします！

法律の対象の技術分野

- 組み込みソフトウェア
- 金型
- 電子部品・デバイスの実装
- プラスチック成形加工
- 鍛造
- 動力伝達
- 部材の結合
- 鋳造
- 金属プレス加工
- 位置決め
- 切削加工
- 織染加工
- 高機能化学合成
- 熱処理
- めっき
- 発酵
- 真空の維持

17分野

特定ものづくり基盤技術高度化指針(各分野毎)

和泉市ものづくりサポートセンター
支援します

(大阪府立産業技術総合研究所)

認定されれば下記の支援が受けられます

モノ作り基盤技術の研究開発支援

中小企業と川下大企業が協力して行う研究開発プロジェクトを資金面で重点支援
認定中小企業・ユーザー企業・研究機関等からなる共同研究体で**プロジェクト**を実施(3年以内、数千万~5億/1件、2/3は中小企業へ)

中小企業信用保険法の特例

民間からの借入れを円滑化するため、公庫の保険限度額を引き上げ、信用保証協会の保証を推進する。

中小企業投資育成株式会社法の特例

計画認定を受けた中小企業について、3億円超の場合も中小企業投資育成株式会社による投資対象とする。

特許料等の特例

認定を受けた「計画」による開発の効果について特許料・特許審査請求料を軽減(半額)

中小企業金融公庫の低利融資

特別利率(3)の適用

指針の方向性に合致している

研究開発計画作成

認定申請

単独
or
共同

近畿経済産業局製造産業課

詳しくは

国が定めた技術目標等

詳しくは

経済産業省ホームページで
基盤技術高度化指針

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=640106004&OBJCD=&GROUP=>

特定ものづくり基盤技術

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=640106003&OBJCD=&GROUP=>

施行規則(法認定申請の様式など)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=640106002&OBJCD=&GROUP=>